

変更事項一覧表（建設工事）

変更事項		添付書類
商号又は名称		(1) 法人の場合は、登記事項証明書 (2) 受任者設置の場合は、委任状
代表者職名		(1) 受任者設置の場合は、委任状
代表者氏名		(1) 法人の場合は、登記事項証明書 (2) 個人の場合は、身分(身元)証明書、住民票抄本及び納税証明書 (3) 受任者設置の場合は、委任状
代表者所在地		(1) 法人の場合は、登記事項証明書 (2) 受任者設置の場合は、委任状 (3) 高砂市内に変更の場合は、市税完納証明書（高砂市発行）、事業所確認書、経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿、監理技術者証（監理技術者講習修了証を含む）、合格証明書、専任技術者証明書等。新規雇用があった場合は、新規雇用を証する書類。 (4) 建設業許可変更届出書（第二面を含む）。
電話・FAX・メールアドレス		
受任者設置		(1) 委任状 (2) 高砂市内に設置の場合は、市税完納証明書（高砂市発行）、事業所確認書、経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿、監理技術者証（監理技術者講習修了証を含む）、合格証明書、専任技術者証明書等。新規雇用があった場合は、新規雇用を証する書類。 (3) 建設業許可申請書（別紙二を含む）。変更があった場合は、変更届出書（第二面を含む）。
受任者廃止		(1) 建設業許可申請書（別紙二を含む）。変更があった場合は、変更届出書（第二面を含む）。
受任者名称		(1) 委任状 (2) 建設業許可変更届出書（第二面を含む）。
受任者職名		(1) 委任状
受任者氏名		(1) 委任状
受任者所在地		(1) 委任状 (2) 高砂市内に変更の場合は、市税完納証明書（高砂市発行）、事業所確認書、経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿、監理技術者証（監理技術者講習修了証を含む）、合格証明書、専任技術者証明書等。新規雇用があった場合は、新規雇用を証する書類。 (3) 建設業許可変更届出書（第二面を含む）。
受任者電話・FAX・メールアドレス		
資本金		(1) 登記事項証明書
使用印鑑		
関連会社		(1) 関連会社申告書
建設業許可		(1) 建設業許可通知書又は許可証明書（許可区分の表示のあるもの） (2) 建設業法第3条の「営業所」が2以上ある場合は、建設業許可申請書（別紙二を含む）。変更があった場合は、変更届出書（第二面を含む）。 (3) 希望工種の追加がある場合は、希望工種入力票。
技術職員	※市内・準市内業者の場合	(1) 追加の場合は、監理技術者証（監理技術者講習修了証を含む。）、合格証明書等。新規雇用の場合は、新規雇用を証する書類。
専任技術者		(1) 専任技術者証明書。許可行政庁の受付印のある建設業許可申請書又は変更届出書の表紙を添付する。
経営事項審査		(1) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（変更届の提出は必要なし）

* 添付書類は、委任状以外は写し可。

* 他業種（測量・建設コンサルタント等、物品・その他）でも登録されている場合は、業種毎に変更の届出が必要です。

* 有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の提出がない場合は、入札等に参加することができません。

* 合併、分割等による変更の場合は、契約管財課までお問い合わせください。